

公益財団法人地域社会振興財団役員等の報酬等並びに費用の支給に関する規程

(平成 24 年規程第 2 号)

改正 令和 4 年規程第 4 号

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人地域社会振興財団（以下「当法人」という。）の定款第 13 条、第 30 条及び第 40 条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律 49 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び会長をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第 10 条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 会長とは、定款第 40 条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (8) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(日当、宿泊費等を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第 3 条 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、1 日当たり源泉徴収後 10,000 円を報酬として支給することができる。

2 会長及び常勤役員には、報酬等を支給しない。

(報酬の支給方法)

第 4 条 前条第 1 項の報酬は、理事会又は評議員会に出席する都度、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人からの申し出があった場合においては、その指定する本人名義の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(費用)

第5条 役員等がその職務の執行にあたって必要な費用については、当法人が支払うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成24年規程第2号)

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則 (令和4年規程第4号)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。